

## 既設幼稚園の学校法人認可基準（昭和52年7月20日文書文教課）

学校法人の認可に当たっては、基本財産は原則として負担付又は借用でないことを原則とするが、既設幼稚園（昭和50年8月11日現在、現に存する幼稚園）が学校法人化を実施する場合には、次のとおり取り扱う。

### 第1 基本財産について

#### 1 園地について

- (1) 園舎敷地及び運動場の借用部分が基準面積の1/2以下である場合は、借用を認める。
- (2) 次のア、イ及びウに掲げる場合など学校法人が所有権を取得できないことについて、合理的な理由があり、かつ、教育上支障がないと認められるときは、借用部分が通常の場合を超えている場合であっても借用を認める。
  - ア 借用部分が国又は地方公共団体からの借用であり、所有権を移転することが困難であるとき。
  - イ 借用部分が旧設置者である宗教法人等の境内地その他であって、所有権を移転することが宗教法人等の目的等に照らし、困難であるとき。なお、旧設置者が宗教法人の役員であり、かつ、基本財産が当該宗教法人からの借用である場合も同様とする。
  - ウ 借用部分が旧設置者当時からの借用であって学校法人が所有権を取得できないことについて合理的な理由があると認められるとき。

#### 2 園舎について

園舎については、自己所有を原則とするが、次の(1)及び(2)に掲げる場合など学校法人が所有権を取得できないことについて合理的な理由があり、かつ教育上支障がないと認められるときは、借用を認める。

- (1) 借用部分が国又は地方公共団体からの借用であり、所有権を移転することが困難であるとき。
- (2) 借用部分が旧設置者である宗教法人等の境内建物その他であって、所有権を移転することが宗教法人等の目的等に照らし、困難であるとき。なお、旧設置者が宗教法人の役員であり、かつ、基本財産が当該宗教法人からの借用である場合も同様に取り扱う。

#### 3 借用である場合の条件

園地及び園舎が借用である場合においては、長期にわたり安定して使用する条件を学校法人が取得しなければならない。

### 第2 学校法人設立の際の負債等について

- (1) 旧設置者の負債のうち、幼稚園の施設整備の充実のために要したことが明確であり、かつ、適正な返済計画があり、当事者間で合意されているものについては負債の引受を認めることとする。
- (2) 負債については、園地園舎に抵当権が設置されいても差し支えないものとする。

### 第3 役員を選任について

宗教法人立幼稚園の学校法人化に当たっては、寄附行為で旧設置者である宗教法人の指名する者1人が理事となる旨の規定を設けることができることとする。

### 第4 幼稚園設置基準の適用について

幼稚園設置基準施行の際（昭和32年2月1日）現に存する幼稚園については、園舎及び運動場の面積は従前の例によることができることとする。